

平成 30 年度第 2 回高知大学国際交流基金助成事業 募集要項

平成 30 年 10 月 12 日

高知大学国際交流基金管理委員会

本学の国際戦略及び第三次中期計画を踏まえ、「高知大学国際交流基金施行細則」（平成 17 年 1 月 12 日規則第 421 号）第 2 条に基づき、平成 30 年度第 2 回の事業計画の募集を行う。

1 助成対象事業

助成対象事業は、本学の学生を対象とした次の事業とする。

(1) 外国人留学生への奨学事業

① 一般型（詳細は別紙 1）

(2) 外国へ留学する学生への奨学事業

① 交換留学支援型（詳細は別紙 2）

(3) 大学院生の研究発表を目的とする海外派遣事業（詳細は別紙 3）**2 支援の対象者**

この事業により支援を受ける資格を有する者は、本学の正規の課程に学位取得を目的に在籍している者、本学が実施する短期派遣プログラムに参加する者とし、同一の派遣に係る同一人物の併給は不可とする。

3 申請者

本学の学生

4 申請方法

申請者は、申請書を作成し添付書類等を添えて、所属部局等の長及び各種委員会の委員長（以下部局等の長という。）を経由して、国際交流基金管理委員会（事務担当：研究国際部国際交流室）に提出すること。

5 募集期間

平成 30 年 10 月 15 日（月）～ 11 月 15 日（木）

6 選考方法

選考は、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

7 報告書

採択された助成事業を実施する際には、高知大学国際交流基金による支援事業である旨を広くアピールするとともに、事業終了後には所定の報告書および「国際交流基金助成事業受給学生調査書」を作成し提出すること。

8 助成事業の公開

国際交流基金管理委員会は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を内外に公開できるものとする。なお、公開に当たっては「国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則」（平成 17 年 3 月 9 日規則第 435 号）に配慮するものとする。

< 問合せ先・書類提出先 >

研究国際部国際交流室総務係

TEL 844-8781、8635（内線 8781、8635）

E-mail kr05@kochi-u.ac.jp



(1) 外国人留学生への奨学事業

①一般型

1 目的及び支援対象者

本学の国際戦略を踏まえ、2018年10月以降、本学の正規課程に在学し、学業を継続する上で、成績が優秀でありかつ経済的援助が必要と認められ、過去に本事業で支援を受けたことがない私費外国人留学生（在留資格「留学」）を対象に奨学金を支給する。

2 支給額

年額 300,000円

(2018年度第2学期(3月予定)と2019年度第1学期(9月)に分けて、年2回一括支給。
ただし、最終学年の学生については2019年3月までの半期分150,000円とする。)

3 支給期間

2018年10月から2019年9月の月の間の12ヶ月以内とする。

4 募集人員

数名程度

5 提出書類等

- ・事業計画書 一般型(様式1-1)
 - ・在留カードの写し、前年度の成績が確認できる書類
- ※学部新入生は、日本留学試験(日本語科目)結果の写し
※大学院新入生は、学部4年間の成績証明書
(海外の大学の場合、日本語訳を添付のこと)

6 選考方法

選考は、高知大学留学生専門委員会での決定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

7 報告書

事業終了後1ヶ月以内に実施報告書(様式4-1)および調査書(様式7)を作成し、申請者が所属する所属部局等で取りまとめ、部局長の評価を得て、国際交流基金管理委員会(事務担当:国際交流室総務係)に提出すること。

8 注意事項

- 支援を受けることが決定した者は、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。また毎月在籍確認を行うこと。
また奨学金支給期間中に、下記のいずれかに該当する場合は、翌月以降の奨学金は支給しない。
- ア 本学の学生としての身分を失った場合
 - イ 学業成績不良、素行不良、病気その他の理由により、修学又は研究を継続する見込みのない場合
 - ウ 他の団体等から月額2万円以上の奨学金等を受けることが決定した場合
 - エ その他本助成金を受給する者として不適格と認められた場合

(2) 外国へ留学する学生への奨学事業

① 交換留学支援型

1 目的及び支援対象者

協定等に基づき外国の大学へ留学（3ヶ月～1年間）する次の本学学生に対して、留学支援のための奨学金を支給し、入学後の学習効果の向上を図る。

- (1) 学部及び大学院の正規課程に在籍している者
- (2) 学業・人物ともに優れ、経済的援助が必要であると認められる者
- (3) 留学期間終了後、本学に戻り、学業を継続する者または学位を取得する者
ただし、他の団体等から月額8万円以上の派遣奨学金等を受けることが決定している者を除く。

2 支給額

留学支援のための奨学金として支給する。ただし支給額は次のとおりとする。

アジア方面：15万円、アメリカ・オセアニア・ヨーロッパ方面：18万円

3 募集人員

数名程度

4 留学開始時期

2018年12月1日から2019年4月30日までに留学を開始する者を対象とする。

5 提出書類等

事業計画書（様式2-1）

6 選考方法

選考は、高知大学留学生専門委員会での決定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

7 報告書

留学期間終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式5-1）および調査書（様式7）を作成し、申請者が所属する所属部局等で取りまとめ、所属長の評価を得て、国際交流基金管理委員会に提出すること。

8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。

また、本事業の申請段階における学外の類似事業への申請は可能とするが、他の事業に採用された場合は、審査対象外となるので留意すること。なお、他の事業に採択された場合は速やかに連絡をすること。

(3) 大学院生の研究発表を目的とする海外派遣事業

1 目的及び対象者

本学の大学院生を広く海外へ派遣し、学会発表・調査研究発表を行う機会を提供し、国際的な人材を育成する。

2 募集件数

数名程度

3 派遣期間

2018年10月1日から2019年4月30日の間の1ヶ月以内とする。

4 支給経費

次の経費について助成する。ただし、支給額の上限は10万円とする。

旅費・学会登録料等。国立大学法人高知大学旅費規則（平成16年4月1日規則第88号）に規定する旅費。

5 提出書類等

事業計画書（様式3）

学会等の研究発表プログラム概要、研究発表要旨

6 選考方法

高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

7 報告書

事業終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式6-1）、収支決算書（様式6-2）及び調査書（様式7）作成し、申請者が所属する所属部局等で取りまとめ、部局長の評価を得て、国際交流基金管理委員会に提出すること。

8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。本学修士課程から博士課程に進学した者は除き、前年度の本事業に研究発表を目的とする海外派遣事業に採択された大学院生は応募資格を有しない。また、本事業の申請段階における学外の類似事業への申請は可能とするが、他の事業に採用された場合は、審査対象外となるので留意すること。なお、他の事業に採択された場合は速やかに連絡をすること。